

疫禍来襲!! ～近代以降の伝染病と広島～

主催・会場:広島市公文書館 会期:令和4年10月3日(月)～令和5年1月20日(金)

No.	資料名	資料の概要
1	鹿児島県においてコレラ病流行の件【複製資料】 (「郡丙達 明治14年」戸坂村0053)	明治14(1881)年9月13日付で安芸郡長が出した通達。鹿児島県下でコレラが流行し、九州と中国地方をつなぐ山口県の赤間関区外浜町字堂崎(現下関市)に検疫所が設置されたことを伝えている。
2	大坂府及福岡・長崎県等においてコレラ病流行の件【複製資料】 (「郡丙達 明治14年」戸坂村0053)	明治14(1881)年10月12日付で安芸郡長が出した通達。大坂(大阪)府及び福岡県・長崎県等でもコレラが流行したため、国内外の船舶が集まる兵庫県の神戸・兵庫両港等で、コレラ流行地域から来た船舶を検査すると伝えている。
3	虎列刺(コレラ)病流行にともなう興行等の警察官吏による差止めの件【複製資料】 (「県甲達纏」観音村0007)	明治19(1886)年7月16日付で広島県令が出した通達。コレラが流行しているため、興行等について、衛生上危険と判断された場合には、警察による差止めを行うことがあると伝えている。
4	天然痘予防規則【複製資料】 (「諸布達綴 明治6年～明治9年」上水内村0001)	明治9(1876)年5月18日付で内務卿が出した規則。国民に対して、出生70日～満1年の間の種痘や、種痘済や天然痘のり患歴に関する証明書の管理・所持等を義務付け、県や区戸長等には種痘の実施状況の取りまとめを命じている。
5	種痘細則【複製資料】 (「種痘規則」戸坂村3677)	明治18(1885)年12月28日付で制定された広島県の規則。同年11月に制定された「種痘規則」の規定に基づいて定められた。朱書きの修正が多数加えられており、法令改正や現場の状況変化に応じて修正されていたことが分かる。
6	天然痘流行につき山県郡長告諭 (竹内家資料)	明治13(1880)年3月4日付の山県郡長の告諭。広島区と沼田・高宮の両郡で天然痘が流行し、近隣の地域にも感染が広がるおそれがあることから、種痘を受けるよう奨励し、根拠のない風説に惑わされないよう注意喚起している。
7	広島県御安着之図【複製資料】	広島に到着し、広島城構内の大本営に入る明治天皇の姿を描いた錦絵
8	赤痢病追々増加の景況有に付予防方嚴重注意の件【複製資料】 (「県訓令 甲号 明治27年」戸坂村0015)	明治27(1894)年7月27日付の広島県知事の訓令。県下で赤痢の感染が拡大しており、広島には今後さらに多くの軍隊が集められる可能性があることから、伝染病(特に赤痢)の予防に一層取り組むよう注意を促している。
9	復員兵のコレラ発病報告の件【複製資料】 (「郡訓令 明治28年」大林村0046)	明治28(1895)年7月5日付で沼田・高宮・山県3郡の郡長から出された訓令。コレラの感染拡大を抑えるため、検疫後14日以内にコレラ又はその疑いがある症状が確認された場合の報告を求めている。
10	『似の島陸軍検疫所 広島・宇品・名勝記念写真帖』	似島陸軍検疫所内の様子と広島の名勝の写真を集めた写真帖。昭和14(1939)年、水谷忠次郎発行
11	安芸似島陸軍検疫所 棧橋【絵葉書】	似島上陸時の棧橋の兵士たち。大正9(1920)年発行
12	安芸似島陸軍検疫所 蒸汽消毒【絵葉書】	似島陸軍検疫所に備え付けられた蒸汽消毒装置。大正9(1920)年発行
13	安芸似島陸軍検疫所 薬品消毒【絵葉書】	似島陸軍検疫所で、軍帽をかぶった職員たちが薬品消毒している様子。大正9(1920)年発行
14	安芸似島陸軍検疫所 浴後休憩【絵葉書】	似島陸軍検疫所で、入浴後に浴衣で休憩する兵士たち。大正9(1920)年発行
15	広島市水道水源地【絵葉書】	牛田村(現広島市東区)に設けられた広島市上水道の水源地。明治頃発行
16	(広島名勝)太田川の清流【絵葉書】	太田川を進む帆船の絵葉書。奥には、太田川の水を引き入れるために、牛田の日通寺下流に設けられた取水塔が見える。昭和(戦前)頃発行
17	伝染病予防法・御署名原本・明治三十年・法律第三十六号【複製資料】	戦前の伝染病予防に関する基本的法律。明治30(1897)年3月30日公布。原本は国立公文書館所蔵(国立公文書館デジタルアーカイブ御02674100より)
18	種痘法・御署名原本・明治四十二年・法律第三十五号【複製資料】	従前の様々な法令を踏まえ、種痘の時期や、種痘を受けさせる責任がある者、種痘を行う市町村の役割と権限等を規定した法律。明治42(1909)年4月13日公布。原本は国立公文書館所蔵(国立公文書館デジタルアーカイブ御07743100より)
19	伝染病隔離舎の利用の件【複製資料】 (「上司往復 明治37年」戸坂村0958)	明治37(1904)年2月20日付で安芸郡役所から出された通知。町村が設置した伝染病隔離病舎について、未使用時に別の目的で利用することを認めたもの。

No.	資料名	資料の概要
20	畜牛結核病予防法の件【複製資料】 （「上司往復 明治37年」戸坂村0958）	明治37（1904）年2月18日付で安芸郡役所から出された文書。「畜牛結核予防法」で義務付けられた牛の検査を受けると損失を被ると吹聴し、牛の所有者らに安く牛を売却させる悪徳な商人がいることを伝え、一般の農家の牛が患っていることは少ないため検査を受けるよう周知することを指示している。
21	第二期種痘済証	第二期種痘が完了していることを示す証明書。左端の注意書きには、この証明書を成人するまで保存し、役所の職員等から求められた際に提示すること、証明書がない場合は10円以下の料料に処することが記載されている。大正6（1917）年交付
22	広島市立衛生試験所【写真】 （『市政五十周年記念写真帖』より）	大正15（1926）年に広島市舟入病院内に設立された広島市立衛生試験所の内部を撮影した写真。昭和16（1941）年発行の『市政五十周年記念写真帖』に掲載されたもの。
23	結核予防法・御署名原本・大正八年・法律第二十六号【複製資料】	結核の予防と撲滅のための統一的法律。大正8（1919）年3月26日公布。原本は国立公文書館所蔵（国立公文書館デジタルアーカイブ御11535100より）
24	流行性感冒流行ニ関スル件【複製資料】 （「庶務一件 大正7年」大林村0612）	大正7（1918）年10月28日付で安佐郡役所から出された至急の通知。流行性感冒の流行が県内でも深刻化しているため、児童の登校の制限や行事の見合わせ等、学校での対策を求めている。
25	流行性感冒流行ニ際シ腸窒扶私（チフス）予防勸行ノ件【複製資料】 （「庶務一件 大正7年」大林村0612）	大正7（1918）年10月29日付で安佐郡役所から出された通知。流行性感冒の感染拡大への警戒に加え、県下で流行中の腸チフスの感染者が、流行性感冒の症状と誤認されて見過ごされることがないように、対策と予防の徹底を求めている。
26	「虎列刺（コレラ）病一件書類綴」 （戸坂村3723）	大正5（1916）年8月以降のコレラ流行とその対策に関する文書等をまとめた戸坂村役場文書の綴。県内外でのコレラ感染者の発生状況に関する通知、予防対策を呼び掛ける文書等が綴られている。
27	防疫ニ関スル件【複製資料】 （「虎列病一件書類綴」戸坂村3723）	大正5（1916）年9月26日付で安芸郡役所から出された通知。戸坂村で見つかったコレラ感染者が太田川の近くに居住していたため、広島市に供給される水道の水源である太田川が病原菌に汚染され、市民と在広の軍隊に感染が拡大する可能性があることと危惧し、感染者家族の隔離や周辺住民の川の利用の制限等の対策を指示している。
28	痘瘡予防撲滅ニ関スル件依命通牒【複製資料】 （「庶務一件 大正7年」大林村0612）	大正7（1918）年に内務省衛生局長から出された通知。前年春から全国的に流行する痘瘡（天然痘）への注意を呼び掛け、戸口調査を行って種痘を徹底する等の対策を求めている。
29	広島市立畑賀病院【写真】 （『市政五十周年記念写真帖』より）	大正8（1919）年に制定された「結核予防法」に基づき、昭和8（1933）年10月7日に安芸郡畑賀村（現広島市安芸区）に開院した広島市立畑賀病院の写真。昭和16年発行の『市政五十周年記念写真帖』に掲載されたもの。
30	畑賀病院交通略図【複製資料】 （「衛生関係書類綴」砂谷村0607）	病院への交通略図。山陽本線・呉線の線路や、周辺道路が描かれ、最寄りの海田市駅・中野駅からの経路等が示されている。昭和21（1946）年11月11日付で畑賀病院長から出された文書に添付された。
31	結核療養所設置の反対運動を報じる記事【複製資料】	安芸郡畑賀村（現広島市安芸区）への結核療養所建設に対する反対運動を報じた新聞記事。広島市は畑賀村に療養所を建設することを決定したが、工事開始後に、畑賀川下流域の住民らの反対運動が起こり、警察が動員される事態となった。昭和7（1932）年5月27日付大阪朝日新聞より
32	書類遅延につき理由書【複製資料】 （「許可認可指令書類綴」瀬野村4148）	昭和7（1932）年8月20日付の理由書。畑賀村への結核療養所建設に対する反対運動の影響等により、書類の提出が遅れたことを伝えている。
33	広島市報 第142号（昭和15年8月25日号） 【複製資料】	昭和15（1940）年にはチフスの予防接種率が伸び悩み、これと前後してチフスの感染者も増加してきたことから、さらなる感染拡大を危惧して警戒を呼びかけ、予防対策を紹介している。昭和15（1940）年8月25日、広島市発行
34	日本放送協会納付金ニ依ル結核予防施設ニ関スル件【複製資料】 （「庶務一件 昭和11年」大林村0636）	昭和11（1936）年4月10日付で広島県警察部長から出された通知。茨城県那珂郡村松村（現那珂郡東海村）に建設された療養施設の村松晴嵐荘への入所該当者を調査して報告するよう、県内の各市町村長に指示している。施設への収容費用は、日本放送協会納付金から充てるよう通知されている。
35	結核予防国民運動振興週間実施要項【複製資料】 （「庶務一件 昭和11年」大林村0636）	広島県が、昭和11（1936）年11月10日から16日までの期間に設定した「結核予防国民運動振興週間」の実施要項。広島県産業奨励館で開催される衛生展覧会、県内各地で開催する講演・活動写真の上映等の事業を列記している。
36	痘禍来襲!!【複製資料】 （「町事務書類綴 昭和14年」草津南町総代資料C1993-1154）	県内で天然痘が発生したため、広島県衛生課が頒布した天然痘への注意喚起のチラシ。予防対策への協力を求め、天然痘の病原や感染経路、症状、予防方法を紹介している。

No.	資料名	資料の概要
37	ごみ箱に薬品を設置【写真】	ごみ箱に結びつけられた殺虫剤 BHC(ベンゼン・ヘキサ・クロライドという即効性のある強力な殺虫剤)をごみ箱に散布している様子の写真。昭和32(1957)年4月16日、広島市広報課撮影
38	夏の伝染病と予防【複製資料】 (「衛生関係事務書類綴」砂谷村0607)	廿日市保健所が作成した、夏の伝染病10種の症状、媒介要因、予防法をまとめた啓発ポスター。病原を媒介するハエ、蚊等の虫をイラスト付きで示し、媒介となる虫を発生させないための対策などを紹介している。
39	消毒用器具チラシ【複製資料】 (「衛生関係事務書類綴」砂谷村0607)	医療衛生器具や各種噴霧器の製造販売業者が頒布した消毒用器具のチラシ。公共施設や事業所への設置を見込んで宣伝のため送付されたものと推測される。
40	結核患者入所方に関する件【複製資料】 (「衛生関係事務書類綴」砂谷村0607)	昭和21(1946)年11月11日付で日本医療団畑賀病院長から出された依頼。病院の空床が増加していることから、村内に該当する結核患者がいれば紹介するよう依頼している。
41	「コレラ」予防注射一斉施行ノ件【複製資料】 (「衛生関係事務書類綴」砂谷村0607)	昭和21(1946)年7月18日付で廿日市保健所から出された通知。進駐軍の命令で、全県民を対象としたコレラの一斉予防接種を実施するに当たり、接種完了者への証明書の交付や警察への報告、接種量等を具体的に説明している。
42	伝染病予防ニツイテ【複製資料】 (「衛生関係事務書類綴」砂谷村0607)	昭和22(1947)年5月9日付で廿日市保健所から出された通知。前年から伝染病患者が急増していることから、予防策を講じ、連合軍最高司令部(GHQ)の伝染病予防に関する指令の実施を徹底することを求めている。
43	腸チフス、パラチフス予防接種上の注意【複製資料】 (「衛生関係事務書類綴」砂谷村0607)	広島県衛生部が作成した、腸チフス・パラチフスの予防接種の実施に関する注意事項。アメリカ株を用いて製造したワクチンを接種するにあたり、副作用等を防ぐため、接種量や接種時の注意事項、副作用等が細かく説明されている。
44	霧の風景 天秤棒で肥えを運ぶ人【写真】	矢野町(現広島市安芸区)周辺で撮影された写真。天秤棒に桶を吊るして肥えを運んでいる人物が写っている。昭和30(1955)年12月11日、明田弘司撮影
45	出島し尿処理場【写真】	昭和50(1975)年9月に操業を開始した出島し尿処理場の写真。昭和56(1981)年10月27日、広島市広報課撮影
46	コレラワクチン接種【写真】	コレラワクチンの接種を行う子どもたちを撮影した写真。昭和37(1962)年、広島市広報課撮影
47	予防接種法・御署名原本・昭和二十三年・法律六八号【複製資料】	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に制定された。痘瘡(天然痘)、ジフテリア等12種類の伝染病を対象として、「何人も、この法律に定める予防接種を受けなければならない」と定めた。昭和23(1948)年6月30日公布。原本は国立公文書館所蔵(国立公文書館デジタルアーカイブ御31472100より)
48	結核予防法・御署名原本・昭和二十六年・法律第九六号【複製資料】	戦前の「結核予防法」の制定から30年以上が経過し、医学の進歩によるBCG接種や新たな診断・治療方法の実績の活用、医療費の負担を軽減するための社会保障制度を盛りこみ、新たな「結核予防法」が制定された。昭和26(1951)年3月31日公布。原本は国立公文書館所蔵(国立公文書館デジタルアーカイブ御33170100より)
49	BCG接種禍に関する記事について【複製資料】 (「結核予防法一件」大林村3393)	廿日市保健所長から出された通知の一部。兵庫県と山口県で実施されたBCG接種(結核の予防接種)についての2つの報道事例を伝え、報道内容と事実と異なる点があったことを報告している。
50	昭和39年度食品取扱業者赤痢一斉検便の実施について(依頼)【複製資料】 (「公文書」瀬野川町0409)	昭和39(1964)年6月9日付で海田保健所長から出された依頼。国内初のオリンピック開催を目前に赤痢の流行を予防するため、食品取扱業者の保菌検査の実施とその会場提供、広報を瀬野公民館に依頼している。
51	広報ひろしま市民と市政 令和2年6月15日号(1面)	広島市の広報紙。新型コロナウイルス感染症の国内での感染者の増加を受け、感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」への協力を呼び掛けている。令和2年6月15日、広島市広報課発行

所蔵・提供等に特に記載のないものは、公文書館所蔵資料です。